

## 一般社団法人 岐阜県馬主会新馬購入補助事業実施規程

### (目的)

第1条 この事業は、せり市場において購入した競走馬を笠松競馬場に登録した馬主に対して新馬購入補助事業補助金を交付することにより、優良2歳馬の在厩を促進するとともに強い馬づくりを図り、あわせて本会会員の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

### (補助対象)

第2条 補助金を交付する対象馬（以下「対象馬」という。）は、一般社団法人岐阜県馬主会（以下「馬主会」という。）指定のせり市場で購入し、馬登録を笠松競馬場で行った未出走で笠松競馬場厩舎に入厩した馬とする。ただし、複数の馬主が共有する馬（岐阜県馬主会会員が共有する場合を除く。）は対象馬としない。

- 2 対象馬が不慮の事故等で能力検査を受けることができない場合は、速やかに馬主会に報告するものとする。他の馬と差し替える場合は、馬主会の承認を受けた後、指定のせり市場で購入した馬と差し替えることができる。

### (参加資格)

第3条 本規定による新馬購入補助事業に申請できる者は、馬主会会員で馬主1人につき1頭とする。

### (対象馬の条件)

第4条 対象馬は、次の各号のせり市場で購入した馬又は2歳仔分け馬とする。

- (1) 北海道サマーセールサラブレッド1歳
- (2) 北海道セプテンバーセールサラブレッド1歳
- (3) 北海道オータムセールサラブレッド1歳
- (4) 北海道トレーニングセールサラブレッド2歳

### (補助額)

第5条 補助額は、対象馬の購入価格（消費税を含む）の60%もしくは120万円のどちらか少ない額とする。ただし千円未満の端数は切り捨てるものとする。

### (希望調査)

第6条 第4条のせり市場で対象馬を購入希望する場合は、様式1の新馬導入補助事業希望調査書を馬主会に提出するものとする。希望者が馬主会の募集頭数を超える場合は、希望者全員による公開抽選により決定する。ただし、公開抽選により当選した馬主が、第4条に掲げるせり市場で購入しなかった場合は、翌年度の新馬購入補助事業に参加することができない。

### (申請方法)

第7条 補助金の交付を受けようとする馬主は、対象馬が2歳の12月31日までの間に岐阜県競馬組合の実施する能力検査に合格した後、様式2の新馬購入補助事業補助金交付申請書及び様式3の新馬購入補助事業補助金交付請求書にせり購買証

明書（市場取引売買契約書）の写し、血統登録証明書の写し並びに馬登録証の写しを添付して翌年の1月末日までに馬主会へ申請する。その際、購買を証明できる書類に記載された購買者名は、馬主会会員と同一名義であることとする。ただし、せり市場における販売申込者（出品者）もしくは、所有者と実質的に一体の関係にあるとみなされる馬主は、補助金の申請ができない。

（支給方法）

第8条 馬主会は、新馬購入補助事業補助金交付申請書及び新馬購入補助事業補助金交付請求書を審査のうえ、馬主本人名義の口座に振り込むものとする。

（馬主の義務）

第9条 補助金の交付を受けた馬主は、対象馬を3歳の12月31日まで笠松競馬場に在籍させなければならない。また、この期間中は、対象馬を第三者に譲渡することはできない。但し、笠松競馬場在厩時に笠松競馬番組に10競走以上出走させ、かつ10競走時点での笠松競馬番組の累積取得賞金が10万円未満の馬はこの限りでない。

（補助金の返還）

第10条 馬主が本規定に違反した場合は、既に交付された補助金の全額を返還しなければならない。ただし、対象馬が一般社団法人岐阜県馬主会死傷馬見舞金規程の支給に相当する事故により死亡、と殺又は用途変更となった場合及び馬主会が特に認めた場合は返還を要しない。

2 補助金を返還することになった馬主は、補助金を返還することとなった年度の翌年度は、補助金の交付を受けることができない。

（補則）

第11条 この規程に定めるもののほか、新馬購入補助事業に関する必要な事項は、理事会の議決を経るものとする。

附則 この規程は、平成30年7月13日から施行する。

附則 この規程は、令和元年7月21日から施行する。

附則 この規程は、令和元年8月15日から施行する。

附則 この規程は、令和2年1月7日から施行する。